

- (1) 昇給期ハ一ケ年二回
 - (2) 率ハ月給五十圓以下ノ者、月給ノ一割以上、月給五十圓以上ノ者月給ノ六分以上
- 五日給制ヲ廢止シ従業員ノ最底給料ヲ左ノ如ク定メラレタシ
- A 級、月給六十圓、B 級、月給五十圓、C 級、月給四十圓
- 但シ A 級トハ説明者、技師、事務員電氣部員、製作部員、B 級トハ表方、進行係、C 級トハ出札係、ボーイ、女給仕トス
- 六賞與ハ年二回月給ノ十割以上支給サレタシ
- 七諸手當ニ關スル件
- (イ) 時間手當ヲ A 級ハ午前十一時開演ノ場合ハ三圓其レヨリ以前ハ一時間毎ニ一圓ヲ全員ニ支給サレタシ、但シ研究生ハ是レニ準ジ第五項 B C 級ノ者ニ對シテハ前者ノ場合一圓、後者ノ場合ハ五十錢ヲ支給サレタシ
- (ロ) 試寫代ハ時間ノ内外ヲ問ハズ一圓トシ時間外ノ場合ハ辨當

- 代五十錢竝ニ自動車代ヲ支給サレタシ
- (ハ) 解説應援手當ハ一日十圓トシ旅費滞在費ハ二等待遇トサレタシ
- ハ 公休日ニ關スル件
- (イ) 一ヶ月二日トシ夏期(七八九月)ハ五日トサレタシ
- (ロ) 出勤者ニ對シテハ其ノ日額給料ヲ支給サレタシ
- (ハ) 表方、男ボーイ、女子従業員ニ二部制ヲ適用シ女子従業員ニ生理休暇ヲ與ヘラレタシ
- 九 解説部ニ關スル件
- (イ) 定員ヲ六名以上トサレタシ
- (ロ) 研究生ヲ各館二名マデ會社雇トシ、最底給料ヲ三十圓トサレタシ
- 一〇 轉勤部署變更ニ關スル件